

裁判所書記官養成課程 第一部研修生

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、翌年度から裁判所書記官養成課程で法律の理論、実務などについて学び、修了後に裁判所書記官に任命されます。

裁判所書記官養成課程は、第一部と第二部に分かれており、法学部を卒業した職員は、第一部の課程(約1年)を履修します。

法学部卒業以外の職員は、原則として第二部の課程(約2年)を履修し、基礎から学ぶことができます。



東京地方裁判所立川支部 裁判所事務官
平山 仁子 (R4採用)

出身学部 法律系学部

My Pride

裁判に不可欠な
存在となるために
仲間と切磋琢磨
できること

主体的に考える姿勢を身に付け、 専門知識と広い視野を備えた裁判所書記官を目指す。

裁判所書記官養成課程では、法律科目だけでなく、調書の作成を始めとする実務科目を扱う講義も多く、研修修了後に裁判所書記官となって活躍するために必要な、実践的な知識を身に付けることができます。裁判官・書記官どちらの教官も、研修生の質問に対し、研修生自身の考えも引き出し、時には同じ目線で議論しながら解説を行ってくれます。このような教官との関わりを通じ、研修生は実務で留意すべき点などを主体的に考える姿勢を身に付けることができます。また、全国から集まった仲間と討議を行う機会も多くあり、多様な意見に触れることで自分の視野を広げることができます。近年、裁判のデジタル化が進み、手続も多様化する中で、書記官には裁判の手続や進行について、様々な可能性を主体的に検討して関与することが求められます。研修を通じ、裁判手続の専門知識と広い視野を備え、適正迅速な裁判の実現に不可欠な存在となることを目指しています。